

令和6年度 重要事項説明書（特定教育・保育施設用）

教育・保育の提供を開始するにあたり、当園より説明すべき事項は次のとおりです。

1. 施設運営主体

事業者の名称	社会福祉法人佐原めぐみ会
代表者氏名	理事長 橋本 伊作
法人の所在地	香取市佐原イ 1921 番地 5
法人の電話番号	0478-52-4392

2. 利用施設

施設の種類	幼保連携型認定こども園
施設の名称	佐原グレイスこども園
所在地	香取市牧野 67 番地 1
電話番号	0478-79-5436
管理者名	園長 但馬 秀典
認可定員	155 名
利用定員（年齢別）	0 歳児 3 号 8 名
	1～2 歳児 3 号 42 名
	3～5 歳児 2 号 90 名 3～5 歳児 1 号 15 名
自己評価の概要	職員による保育内容等の自己評価を定期的を実施
職員への研修の実施状況	内部・外部研修を随時実施
認可年月日	令和5年4月1日 (※運営規定変更 令和5年10月30日)

3. 施設の目的・運営方針

事業の目的	当園は、保護者の労働又は疾病その他の事由により、保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて、以下の保育理念、保育方針に基づき、保育を行うことを目的とします。
理念	<p>【保育理念】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちが人間形成の大切な時期に、長時間過ごすもう一つのおうちとして、保護者とともに子どもの最善の利益を守り、福祉増進のために積極的に取り組む。 ・認定こども園教育保育要領に基づく人間理解を深めつつ、子ども一人ひとりの自尊心を尊び、子どもの人権を尊重しながら、働く父母や地域の多様化する要望に応える。 <p>【保育方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもとの信頼関係を大切にし、乳児から幼児までの発達の違いを配慮しながら、一人ひとりが安心して自分を出して生活できるような保育をし、自己肯定感を高め、豊かに生きていく基礎を築いていきます。 ・保育士との信頼関係を基に友だちへの関心を広げ、仲間とつながり仲間の中で育つことを大切にします。 ・小学校以降の生活や学習の基盤となるものの育成に配慮し、子どもたちの「主体的で対話的な深い学び」を大切にします。 ・地域の中での保育を大切にし、地域のニーズを把握しながら、家庭や地域の様々な社会資源と連携を図り、地域の子育て家庭に対して支援を行います。 <p>【保育目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 《健やかな子》 ・「いっしょに」の楽しさ、大切さを知る子 ・挨拶のできる子・「ありがとう」「ごめんなさい」の言える子 ・「ふしぎだな」「なぜかな」を思う子

4. 施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地	全体	8,720.93 m ²
	園庭	3,425.13 m ² (必要面積 1,014.40 m ²)
建物	構造	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき2階建
	建築面積	1,527.37 m ² (必要面積 563.1 m ²)

(2) 主な設備

施設の内容	乳児室	2室	幼児用便所	3室
	ほふく室		乳児用便所	2室
	調乳室	1室	調理室	1室
	沐浴室	2室	ランチルーム	1室
	保育室	7室	遊戯ホール	1室
その他	冷暖房エアコン・空気清浄機 (各保育室・ランチルーム等)			

5. 職員体制

令和6年4月1日現在

	職務の内容	員数
園長	職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行いつつ、園児を全体的に把握し、園務をつかさどる。	1人
副園長	地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに、園長を補佐し、保育内容について他の保育教諭を統括する。	1人
主幹保育教諭	園長・副園長と協力しつつ、行事の計画・実行、保護者支援などの園の運営にあたる。分園・本園に各1名を配置する。	2人
保育教諭	保育(養育)と教育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。	20人
看護師	乳幼児の健康管理にあたる。(兼務:病後児室めぐみ)	1人
発達支援員 (保育教諭)	発達支援を必要とする園児に対して、一対一を基本とする支援を外部専門機関と連絡を取りつつ行う。	1名
音楽指導員	年長・年中(だりや・こすもす組)の音楽指導にあたる。	1人
保育補助	保育教諭の指導のもと、保育補助にあたる。	2人
栄養士 (在課)	入所児の発達段階に応じ、0歳児の離乳食、1~2歳児の幼児食及び3歳児以上の幼児食に係る献立を作成する。	1人
調理員	栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する。	3人
事務員	園長・副園長を補佐し、会計・事務処理を行う。	1人
労務	園内外の清掃に当たる。	1人

6. 保育を提供する日

開園日	月曜日から土曜日
開園時間	7:00~19:00 ※申請により22:00まで時間外保育を利用できます。 (但し、土曜日の開園時間は8:00~17:00)
休園日	日曜日、祝日、12月29日から1月3日 (休日保育の実施日を除く)
その他	土曜保育、休日保育については、本園にて実施する。 (開園時間等は本園の規定に準ずる)

※休日保育は、佐原めぐみこども園と共同して、その運営にあたっています。

8. 提供する保育等の内容の(3)休日保育の項等を参照して下さい。

なお、利用申込は利用されたい日曜日の10日前までに事務までお申出下さい。

7. 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします

保育標準時間認定 (2号・3号)	保育時間	8:00～19:00
	時間外保育時間	7:00～8:00
保育短時間認定 (2号3号)	保育時間	8:30～16:30
	時間外保育時間	7:00～8:30、16:30～19:00
幼児教育 (1号)	保育時間	9:00～14:00
	時間外保育時間	7:00～9:00、14:00～19:00 (預かり保育)

※上記保育時間以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、時間外保育を提供します。時間外保育の利用にあたっては、お支払いいただく通常の保育料のほかに、別途利用者負担が必要となります(参照:10. 利用料金)

8. 提供する保育等の内容

『幼保連携型認定こども園教育・保育要領』(2017年告示、2018年4月実施)を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

- (1) 特定教育・保育の提供
 - ・上記7に記載する時間において、保育を提供します。
- (2) 延長保育事業
 - ・上記7に記載する法定開所時間の11時間を超えて、1時間の延長保育を提供します。
 - ・特別な理由のある場合は、申請により、22:00まで延長保育を提供します。(5)参照
- (3) 土曜保育 8:00-12:00 (時間外 12:00-17:00 ※参照:10. 利用料金)
 - ・保護者の就労条件によりご自宅でお子様の保育を提供できない場合にお申込みください。
- (4) 休日保育 8:00-19:00 (時間外 7:00-8:00)
 - ・2号、3号の在園児の保護者で、日曜の代わりに平日が休みのお仕事に就かれている場合等に、休日(日曜・祝日)の保育が必要なご家庭のお子さまが利用できます。詳細は「休日保育・休日の一時預かり保育の概要」をご覧ください。利用料金は発生いたしません。
- (5) 一時預かり事業
 - ・保護者の就労形態の多様化若しくは疾病その他緊急時又は育児に伴う心理的及び肉体的負担を解消するための保育に対応するため、市内に居住し、かつ児童福祉法第24条第1項の規定による保育の実施の対象とならない乳幼児の保育を行います。
 - ・「休日の一時預かり保育」を上記の条件を満たす保護者とそのお子様に対して提供いたします。詳細は「休日保育・休日の一時預かり保育の概要」をご覧ください。(参照:10. 利用料金)

9. 食事の提供方法等について

- (1) 食事の提供方法
 - ・自園調理とします。
 - ・完全給食とし、費用は保育料に含まれます(0～2歳児)。
 - ※但し、3・4・5歳児は給食費として一部徴収いたします(10. 利用料金 参照)。
- (2) 食事の提供を行う日
 - ・保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。(土曜日は出ません)
 - ・行事等に併せてお弁当の持参をお願いする日があります。
 - ・毎月、献立表を配布しますので、ご家庭での食事にもご活用ください。
- (3) アレルギー対応状況
 - ・アレルギー、その他の事情により給食に配慮が必要な場合は、できる限りお子さんに合わせていきますので、あらかじめご相談ください。その際は、医師による診断書の提出が必要です。
 - ・除去食及び代替食に対応しています。
- (4) その他衛生管理等
 - ・大量調理施設マニュアル基準に沿って衛生管理基準の作成を行います。

- ・日々の健康管理、確認及び検便検査の実施（毎月1回※10～3月は月2回）による調理従事職員の健康管理を徹底しています。
- ・調理室の清掃及び整理整頓を実施し、衛生管理区分の維持管理を徹底しています。

10. 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

- ・支給認定を受けた当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。
- ・保育料の納入は口座振替となります（口座引き落とし日は毎月27日：翌月引落し）。
※翌月引落し（例）4月分の保育料等の引き落としは、5月27日となります。

(2) 時間外保育に係る利用者負担金

対象児童	利用時間	金額
全園児（1・2・3号）	30分につき	100円

(3) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等（実費負担）

- ・(1)に掲げる保育料のほか、以下に掲げる費用を負担していただきます。

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
用品代	出席シール・カラー帽子等	実費（年度初め）
保育充実費 ※1	衛生費、保育材料・玩具・図書購入費 施設充実費（園庭整備） 誕生日・プレイデー（運動会）・クリスマス のプレゼント・卒園式のお饅頭等に要する 経費	0歳児 月額1000円 1歳児 月額1000円 2歳児 月額1000円 3歳児 月額1500円 4歳児 月額1500円 5歳児 月額1500円
給食費 （3～5歳児） ・0～2歳児は 保育料に含まれ るため、無償	主食（ごはん、パン、麺類） 副食（おかず） おやつ（午後3時のおやつ）	1号児 主食1500円 副食4500円 2号 主食1500円 副食4500円 ※2 おやつ1000円
絵本代	毎月配布される絵本の費用（希望者のみ）	全園児 月額 500円
写真代 ※2	インターネット（業者）で閲覧・販売 通常保育の写真、特別保育の写真（プレイ デー・クリスマス発表会等）6回程度	実費支払い（業者）
行事（遠足等） に係る費用	公共交通機関その他移動手段及び入場料 等に要する費用	実際に要した経費（実費）
年長組積立金	卒園アルバム作成等に要する費用	5歳児 月額 500円

※1,2 保育充実費、給食費の項目は佐原めぐみこども園と同額になります。

- ・「おやつ」は出来るだけ質の高いもの、自園調理のものを提供いたします。

- ・香取市提供の福祉バスを出来るだけ利用して、遠足費用など削減に取り組んでいます。

※3 写真代：特別保育の写真代は専門家による写真となる場合、通常より高くなります。

(4) 一時預かり保育に係る利用者負担金（香取市の規定に準拠）

年齢	1日の利用時間が4時間を 超える場合		1日の利用時間が4時間 以下の場合	
	1日につき	金額	1日につき	金額
3歳未満児	1日につき	2,400円	1日につき	1,200円
3歳以上児	1日につき	1,600円	1日につき	800円

※利用時間が、8:30から16:30まで以外の場合、1時間当たり、3歳未満児は300円、3歳以上児は200円を加算します。

11. 利用の開始について

香取市の利用調整に基づき当所に入所決定された支給認定を受けた後、本重要事項説明書の内容に基づいて入園説明を受けていただきます。この手続き後の月初め、または月の中旬より正式に保育の提供を開始します。※重要事項説明書同意書を後日提出して下さい。

12. 利用の終了について

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。手続きや不明な点などは事務へご相談下さい。

- (1) 利用乳幼児が小学校に就学したとき。
- (2) 2・3号の児童の保護者が児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき（但し、1号申請をすることで、在園継続ができます）。
- (3) 市外に転出するとき。
- (4) 長期欠席するとき。（※事前にご相談ください。）
- (5) 利用料金、利用者負担金の支払いが2カ月以上遅延し、支払いの催促をしたにもかかわらず、3、4日以内に支払われない場合（※早めにご相談ください。）
- (6) 保護者、その家族ないしはその関係者が、当園及び当園の職員またはその関係者に対して、利用継続（契約継続）しがたいほどの迷惑行為、背信的行為などを行い、利用継続において重大な支障または困難が生じた場合。
- (7) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

13. 嘱託医

当所は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	島崎医院
所在地	香取市北3丁目4-8
電話番号	0478-55-1221

(2) 歯科

医療機関の名称	堀井歯科医院
所在地	香取市北3-7-2
電話番号	0478-55-1855

(3) 薬剤師（保育環境・保健衛生）

医療機関の名称	サクマ薬局北口店
所在地	香取市北3-13-19
電話番号	0478-52-3886

14. 緊急時の対応方法

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、「香取市子ども緊急カード」または「家庭環境調査票」に基づき、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

15. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書及び防災マニュアルにより対応します。			
避難訓練	避難訓練を月1回実施			
主な防災設備	自動火災報知機	漏電火災警報器	ガス漏れ報知器	非常警報器具
	誘導灯	消火器	警察直通電話	
契約警備会社	全日警			

16. 虐待の防止のための措置

当園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、虐待の前兆を見逃さぬよう園児や家庭の様子に細心の注意を払うとともに、職員に対する研修の実施やその他必要な措置を講じます。

17. 利用者に対する保険の種類等

当園では以下の2つの保険に加入しています。

- (1) 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付
(乳幼児1人に付き240円徴収：一部当園負担)

保険の内容	入園児の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）が発生した時に、災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の給付）を行う、国・施設の設置者・保護者の三者の負担による互助共済制度です。
-------	---

- (2) 全国認定こども園協会賠償責任保険（全額当園負担）

保険の内容	(1)の保険補償内容に加え、園の施設の欠陥や管理の不備、及び業務中の監督不注意等によって生じた事故に基づき、園等が園児や第三者に対して法律上の賠償責任を負った場合に被る損害を補償する保険です。
-------	--

18. 保育内容に関する相談・要望・苦情等窓口

受付責任者	園長 但馬 秀典
受付担当者	副園長 柴田 裕美 主幹保育教諭 柳町 香、平良弥生
利用時間	午前8時30分～午後4時30分
連絡先	電話 0478-79-5436
受付方法	面接・電話・文書等の方法で相談・苦情を受け付けます。

※第三者苦情委員：小林様、坂本様が委員として選任されています。当園担当者への相談・要望・苦情がしにくい場合や納得が出来ない場合など、第三者苦情委員へご連絡下さい。

19. 個人情報の保護に関する基本方針

入園児及びその保護者等に係る個人情報については、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用いたします。

- (1) 他の施設等へ転園する際や、兄弟姉妹が別の施設等に在籍する際において、他の施設との間で連絡調整を行う必要がある場合。
- (2) 小学校への円滑な移行・接続が図られるよう、卒園に当たり入学する予定の小学校との間で情報を共有する必要がある場合。
- (3) 緊急時において、病院その他関係機関に対し情報提供を行う必要がある場合。

20. 当園における禁止事項

- (1) 喫煙・飲酒：当園の敷地内（駐車場を含む）は、すべて禁煙・禁酒となります。
- (2) 写真・映像のSNS等への投稿：当園の許可なく撮影をすることを禁止します。
また、撮影した写真や映像をSNS上に公開することを禁止します。
- (3) 送迎等の際に、お子さんを車に乗せたままにしないで下さい。
- (4) 駐車中は、エンジンを必ずお切り下さい（駐車場での事故、盗難等につきましては、利用者責任となります）。

21. 支援センターグレイス、病後児保育室めぐみについて

地域子育て支援センターについては別紙「支援センターのしおり」をご覧ください。
病後児保育については別紙「病後児保育室めぐみ 利用規定」をご覧ください。

22. 重要事項説明書の有効期間について

重要事項説明書に大きな変更がない場合は、次の変更まで有効とさせていただきます。

23. 当園におけるその他の留意事項

当該重要事項説明書に定めるもののほか、入園、利用に当たっての詳細な留意事項等については、別途当園が作成する『入園のしおり』において提示するものとします。

以上

《提出用》

幼保連携型認定こども園 佐原グレイスこども園

令和6年度「重要事項説明書」に関する同意書

入園並びに継続するにあたり、貴園の重要事項説明書の内容について同意します。

年 月 日

保護者氏名 _____ 印

住 所 _____

お 子 様 _____ 組 氏名

お 子 様 _____ 組 氏名

お 子 様 _____ 組 氏名